

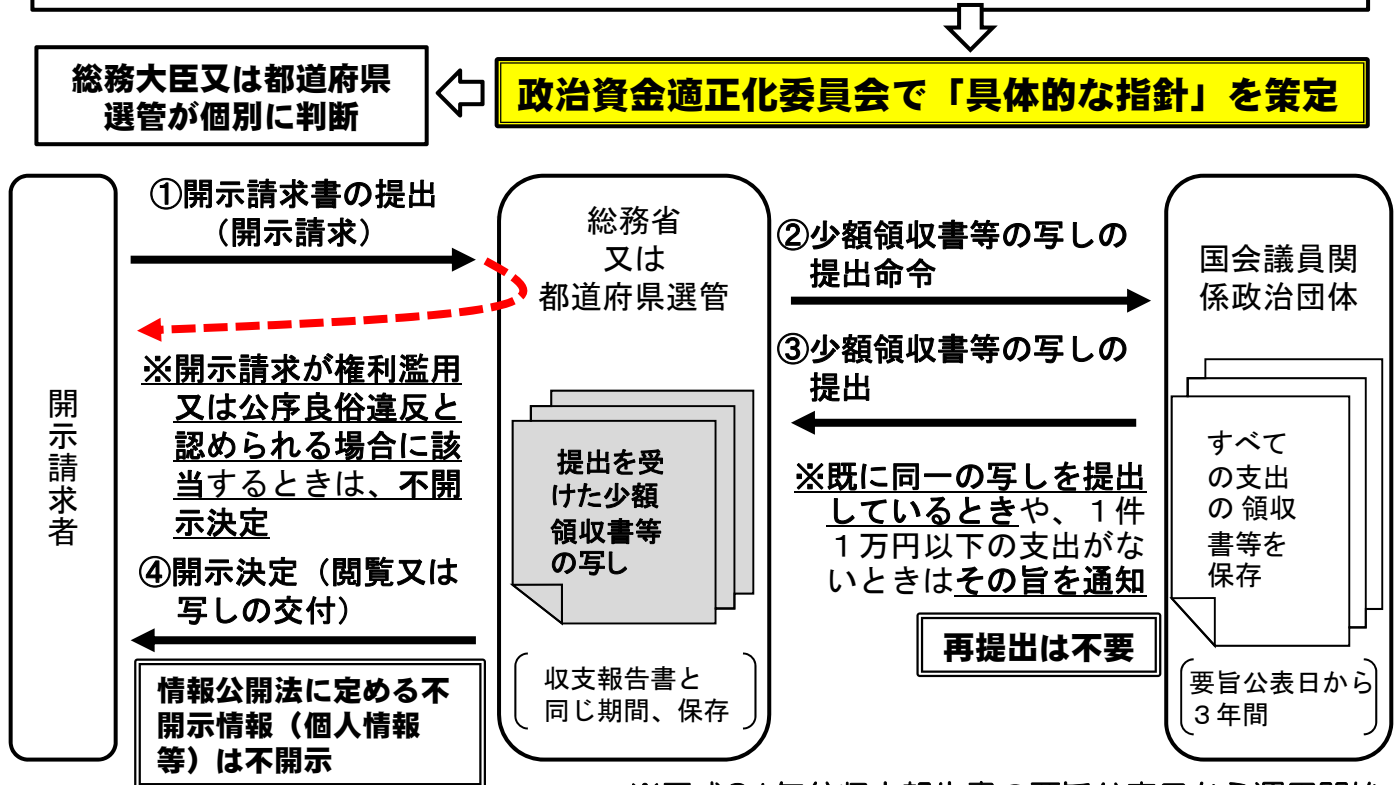
開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合の具体的な指針（案）の概要

資料3

政治資金
適正化委員会

1 少額領収書等の写しの開示制度の概要

- 国会議員関係政治団体のすべての支出（人件費を除く）の領収書等を公開
- 情報公開法に準じ原則公開とし、**権利濫用や公序良俗に反する請求は制限**



※平成21年分収支報告書の要旨公表日から運用開始

2 具体的な指針（案）の概要

- ・開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、
⇒開示請求が、規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合は権利濫用又は公序良俗違反と認められる
- ・次に掲げる請求目的については、権利濫用又は公序良俗違反と認められるものと考えられる（これ以外の請求目的については、運用状況を踏まえ、必要に応じ検討）
 - ①準備事務をさせることにより行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること
 - ②開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと
 - ③開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

3 具体的な指針の運用について

- 具体的な指針の運用に当たっては、次の運用が、実効性の観点から適当であると考え
- 開示請求時において、請求目的を開示請求者から確認し、当該請求目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断すること
 - 請求目的を開示請求者から確認できなかった場合でも、閲覧しないことを故意に繰り返すなどの請求者の開示請求及び開示実施の際の行為や開示請求時の請求者の発言から、請求目的が明らかに認められる場合は、当該目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断すること

4 検討の経緯

○情報公開制度を参考に少額領収書等の写しの開示制度の特徴を踏まえ検討

○次の場合についても、権利濫用又は公序良俗違反と認められるかを検討

(1) 大量請求

- ・開示請求は**3年分**に限り、**対象団体を特定し、年単位かつ支出項目単位**でのみ可能
- ・国会議員関係政治団体の**すべての支出の領収書等を公開するという考え方**による制度
- ⇒ 規正法上、開示請求することができる範囲内のすべての少額領収書等の写しの開示請求があったとしても、**権利濫用又は公序良俗違反とは認められない**

(2) 同一の文書の繰り返し請求

- ・国会議員関係政治団体が保管する少額領収書等に変更があれば、変更後のものを再度提出
- ⇒ 少額領収書等に変更があった場合、**当初と異なる情報が開示されることも考えられること**から、**権利濫用又は公序良俗違反とは認められない**
(少額領収書等に変更がなければ、国会議員関係政治団体の**再提出は不要**(通知のみ))

(3) 候補者等の評価に影響を与えることで政治団体を混乱させるための請求

- ・**政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることが規正法の目的**
- ⇒ **少額領収書等の写しに記載された情報により、政治団体の評価が影響を受け、政治団体が混乱しても、権利濫用又は公序良俗違反とは認められない**

(4) 敵対的なもの

- ・少額領収書等の写しの開示制度は、**「何人」も開示請求が可能**である旨規定しており、**開示請求者が誰であるかを問われないことを前提**
- ⇒ **開示請求者と国会議員関係政治団体等との関係を理由として権利濫用又は公序良俗違反とは認められない**

<委員会におけるこれまでの検討>

- 平成21年度第4回委員会(平成21年10月20日開催)
 - －少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度の比較、情報公開制度における権利の濫用等を検討
- 平成21年度第5回委員会(平成21年12月1日開催)
 - －第4回委員会での検討を踏まえ、具体的な指針の考え方や具体例について検討

5 今後のスケジュール(予定)

○平成21年度第6回委員会(平成22年2月3日)

- －具体的な指針(案)を公表

○平成22年2月4日～平成22年3月5日

- －具体的な指針(案)に対する意見募集を実施(パブコメ)

○平成21年度第7回委員会(平成22年3月17日)

- －具体的な指針(案)に対する意見募集の結果を報告
- －具体的な指針の最終案を審議・決定し、公表